

児童発達支援事業所における自己評価結果(公表)

公表: 令和 5年 2月 28日

事業所名 発達支援センターあおぞら園

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○			
	2 職員の配置数は適切である	○			
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○			必要に応じて、踏み台を設置する等の対応をとっている。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○			・マスクの着用や手指消毒を徹底し、新型コロナウイルス及びその他の感染症の感染予防を行う。
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○			
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○			・保護者アンケート及び児童発達支援事業ガイドラインに沿った保護者自己評価により、業務改善につなげる。
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○			・毎年、事業者自己評価、保護者自己評価を実施し、評価結果をホームページで公開する。
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○			
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○			外部研修の参加と施設内研修を毎月行っている。今後は並行通園先、他事業所と合同での研修等を検討していく。
適切な支援の提供	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○			・引き続き、利用開始前の見字や体験利用時に保護者との面談を行いニーズの把握や子どもの状況を記録し、個別支援計画を作成する。
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○			
	12 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			・引き続き、「児童発達支援ガイドライン」の「児童発達支援の提供すべき支援」に即した支援内容を個別支援計画に取り入れ、具体的な支援内容を設定する。
	13 児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○			・引き続き、個別支援計画に沿った支援を行う。
	14 活動プログラムの立案をチームで行っている	○			
	15 活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○			
	16 子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ児童発達支援計画を作成している	○			
	17 支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○			
18 支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○			開始前には子どもの様子や計画の流れ、支援方法の確認をする。終了後には支援の振り返りを行い、気付いた点などを共有する。	

	19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○			子どもの様子や計画の流れ、支援方法の確認、支援の振り返りをする。その中で気付いた点などを記録し、支援の検証・改善につなげる。
	20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○			
関係機関や保護者との連携	21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			・引き続き児童発達管理責任者とクラスの担任が出席する。
	22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○			・定期的に連携会議を行う。 ・引き続き、関係機関との連携を深めていく。
	23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	○			
	24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	○			
	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			・幼稚園・小学校との連携をより密にし、訪問やおおぞら園への来園(見学)により、子どもについての情報の共有及び共通理解を図り、移行の支援を行う。
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○			
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○			
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある	○			
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	○			
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			・引き続き、毎日の連絡帳や送迎時での伝達や個別相談等により、子どもの状況を共通理解する。
保護者への	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	○			・地域の関係機関と連携した研修会(保護者向け、職員向け)を実施することで、ペアレントトレーニング等の家族支援プログラムの専門知識を得られる機会を多く設ける。 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、対面での支援はできていないが、電話で個別に対応、支援を行っております。
	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			・運営規程、利用者負担等について、保護者からの質問に対して、誤った説明がなされないよう、常に全職員の共通理解の徹底を目指す。
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			・担当職員全員が、モニタリングの面談時において、保護者に対し、「児童発達支援ガイドライン」の「児童発達支援の提供すべき支援」に即した個別支援計画であることを分かりやすく周知ができ、保護者が個別支援計画の内容を十分理解した上での、同意が得られるような説明ができるように、常にスキルアップを目指す。
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○			・定期的な面談以外でも保護者が気軽に相談できるような信頼関係を築くことを常に目標とする。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	○			次年度に向け、様々な状況でも取り組めるよう検討、対応していく。

説明責任等	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○			・引き続き、相談・苦情解決に関する処理体制の周知をポスターの掲示及びホームページにより行う。
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			・園だよりの配布及び園内に掲示、ホームページにより周知を行う。
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○			・個人情報の取り扱いについてホームページによる周知を行う。 ・引き続き、全職員へ個人情報保護規程の周知を行う。
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○			・引き続き、毎日の連絡帳や送迎時での伝達を必ず行う。
	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○			
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○			
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○			・引き続き、毎月の避難訓練と消防署立ち合いの消防指導を年に1回実施する。
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○			・契約時に必ず確認する。また必要に応じて随時保護者に確認する。
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	○			・契約時に必ず確認し、適切な対応をする。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○			・ヒヤリハット報告書を回覧し、全職員で共有する。
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○			・引き続き、施設内研修で「虐待防止に関する研修会」を実施し、全職員の研修機会を確保する。
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○			・身体拘束に関する事案はない。様々な場面を想定し、万が一に備えて保護者とのやり取り等を記録するよう心掛ける。